

事 故 防 止 8 8 号
2 0 2 2 年 8 月 1 5 日

各 都 道 府 縿 知 事
各 保 健 所 設 置 市 長 殿
各 特 別 区 長

公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故情報収集等事業
執行理事 後 信
(公印省略)

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 1 8 9」 の提供について

平素より当事業部の実施する事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、8月15日に「医療安全情報 No. 1 8 9」を当事業参加登録医療機関並びに当事業参加登録医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報を含め報告書、年報は、当事業のホームページ (<https://www.med-safe.jp/>) にも掲載いたしておりますので、貴管下医療機関等に周知いただきご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願ひ申し上げます。

公益財団法人 日本医療機能評価機構



No.189 2022年8月

温めたタオルによる熱傷

静脈穿刺前の血管拡張や温罨法のため温めたタオルを使用した際、患者に熱傷をきたした事例が16件報告されています（集計期間：2018年1月1日～2022年6月30日）。この情報は、第63回報告書「分析テーマ」で取り上げた内容をもとに作成しました。

温めたタオルを患者に当て、その後、熱傷をきたした事例が報告されています。

事例のイメージ



熱傷をきたした主な背景

【タオルの当て方】

- ・温めたタオルを皮膚に直接当てた
- ・温めたタオルをビニール袋に入れ、皮膚に直接当てた

【観察不足】

- ・15分ほど経過するとタオルが冷めていた経験から、タオルを当てた部位の観察を行っていないかった
- ・看護師は多忙のため皮膚の観察ができなかった

【アセスメント不足】

- ・患者の皮膚は脆弱であったが、熱傷の危険性を考えていなかった

【手順の不備】

- ・血管拡張のために温めたタオルを使用する際の手順はなかった

温めたタオルによる熱傷

事例 1

看護師は、血管確保が困難な患者の静脈留置針を刺し替える際、温めたタオルで血管を拡張させようと考えた。保温庫で温められたタオルを取り出し、看護師の前腕の内側で熱さを確認し、患者の穿刺部位に直接当てた。その後、他患者のナースコール対応のためその場を離れ、皮膚の観察を行わなかった。20分後、タオルを外すと熱傷をきたしていた。

事例 2

採血の際、看護師は温罨法を実施して血管を拡張させようと考えた。タオルを濡らし、電子レンジで温めた。患者の右前腕に袋に入れたタオルを当て、熱くないことを患者に確認した。20分後、タオルを当てていた部位が赤くなっていたが、看護師は、温めた直後であり問題ないと思った。2時間後、次の勤務帯の看護師が患者の皮膚を観察した際に、右前腕の発赤と腫脹に気付き、1度の熱傷と診断された。

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・患者の皮膚に温めたタオルが直接当たらないように、カバーや別のタオルで包む。
- ・温罨法を実施している際は、定期的(5分毎など)に温めている部位を観察をする。

上記は一例です。自施設に合った取り組みを検討してください。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会委員の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。

本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。<https://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話 : 03-5217-0252(直通) FAX : 03-5217-0253(直通)

<https://www.med-safe.jp/>